

虚偽記入罪 適用すべきだ

元東京地検特捜部検事 郷原信郎氏



「うはら・のぶお 1955年島根県生まれ。83年検事任官。東京地検特捜部などに勤務し、2006年弁護士登録。著書に『深層』カルロス・ゴーンとの対話』など。

安倍晋三前首相の後援会が「桜を見る会」前日に主催した夕食会の会費補填問題を巡り、東京地検特捜部が安倍氏本人から事情聴取し、政治資金規正法違反（収支報告書不記載）の罪で後援会代表者の公設第一秘書を略式起訴する方針と伝えられている。

問題は、この聴取が被疑者としての取り調べだったのか、単なる参考人としての事情聴取だったのかだ。安倍氏の国会答弁が後援会の収支を否定し「ホテルが直接参加者と契約した」などと、明らかに不合理だったことを考えれば、安倍氏が収支の不記載の隠蔽を認識していた疑いは濃厚だ。

安倍氏聴取が被疑者としての嫌疑に基づくものかどうかは、秘書がどのような事実で略式起訴されるのかも関連する。

夕食会の収支について「不記載罪」で起訴する場合、記載義務がある会計責任者が犯罪の主体となる「身分犯」だ。記載義務がない政治団体の代表者などは、不記載を認識してい

も原則として犯罪は成立しない。「身分なき共犯」として「不記載罪に問われるのは、実質的に不記載の意思決定を行った場合に限られる。そこで従来、検察は政治団体が献金の受領を隠蔽したような場合、不記載罪ではなく、不記載で影響される収支報告書の全体的な収支総額の「虚偽記入罪」を適用してきた。虚偽記入罪であれば、身分犯ではなく

「何人についても犯罪が成立する」との判例があり、違反の成立範囲が限定されないからだ。不記載罪を適用している理由が、後援会に収支が発生していることの認識が安倍氏にあっても、それだけでは犯罪が成立しないと説明すれば、本末転倒だろう。二〇一五―一九年の後援会の年間収支は四千万―五千万円程度で、年間七百万

八百万円に上るとみられる夕食会の収支の不記載は影響が大きいことから、虚偽記入罪適用の余地も十分ある。

虚偽記入罪を視野に入れば、安倍氏にも犯罪の嫌疑はあるのだから、やはり黙秘権を告知した上で、被疑者としての取り調べを行うべきだ。

形だけの聴取 上申書と同じ

安倍氏が聴取前に「捜査中だが、結果が出次第、答えさせていきたい」と話していたことから考えると、不起訴の予定が伝えられた上での聴取だった可能性がある。今後国会に招致されても「検察で説明し、納得していただいた」と述べようと考えているのかも形だけの参考人聴取である。

れば、東京佐川急便から五億円の闇献金を受け取った金丸元元自民党副総裁が一九九二年に取り調べも受けず、上申書の提出だけで略式起訴となった際に国民の怒りを買った「上申書決着」と実質的に変わらないことになる。

また伝えられているように、第一秘書が略式起訴された場合、通常、書面審理で罰金刑の略式命令で終わる。しかし、首相の政治資金に関わる社会的関心が高い事件だけに、非公開の書面審理で終わらせるべきではない。担当の簡裁判事は「略式不相当」として、公判で審理すべきだ。

電通の違法残業事件では、東京地検が法人としての同社を労働基準法違反の罪で略式起訴したが、東京簡裁は略式手続きを「不相当」とし、公判が開かれて

「脱ガソリン」世界で加速

政府は近く、国内でエンジンのみで走る乗用車の新車販売を二〇三〇年代半ば

れる

燃料電池車 (FCV)
水素と酸素でつくった電気でする
水素なし
685台
ミライ(トヨタ) クラリティ(ホンダ)
ミライ

A 国内ではHV。昨年 は百四十七万台が売れ、新車全体の34%を占めました。EVは二万一千台、PHVは一万七千台。FCVは六百八十五台でした。

12月22日 累計3000人

国